

軽油引取税研修資料

令和3年11月4日（木）

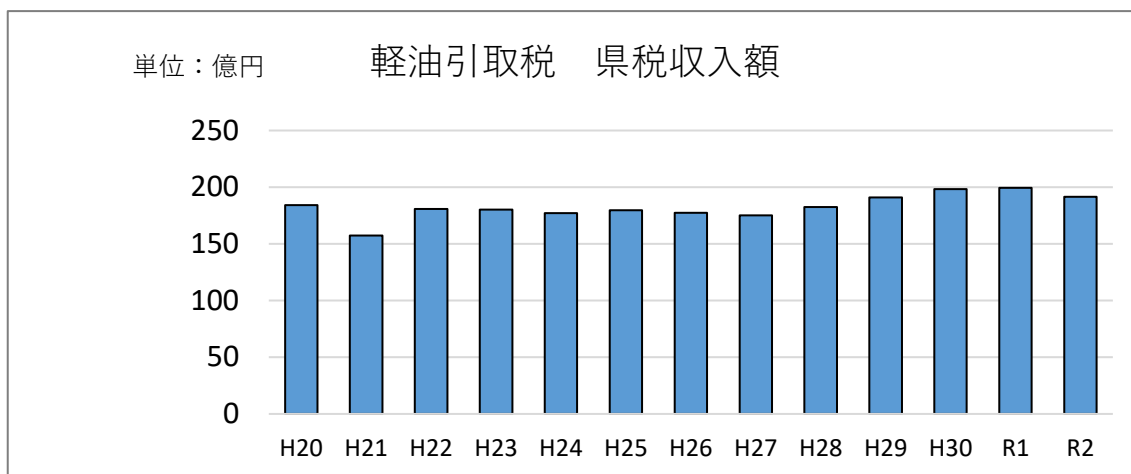
岡山県総務部税務課

目 次

1	岡山県の軽油引取税収入額等について	P 1
2	軽油引取税の概要について	P 2
3	軽油引取税の申告について	P 5
4	免税軽油制度と免税証を受け取る際の注意点について	P 8
5	不正軽油対策について	P 1 0

1 岡山県の軽油引取税収入額等について

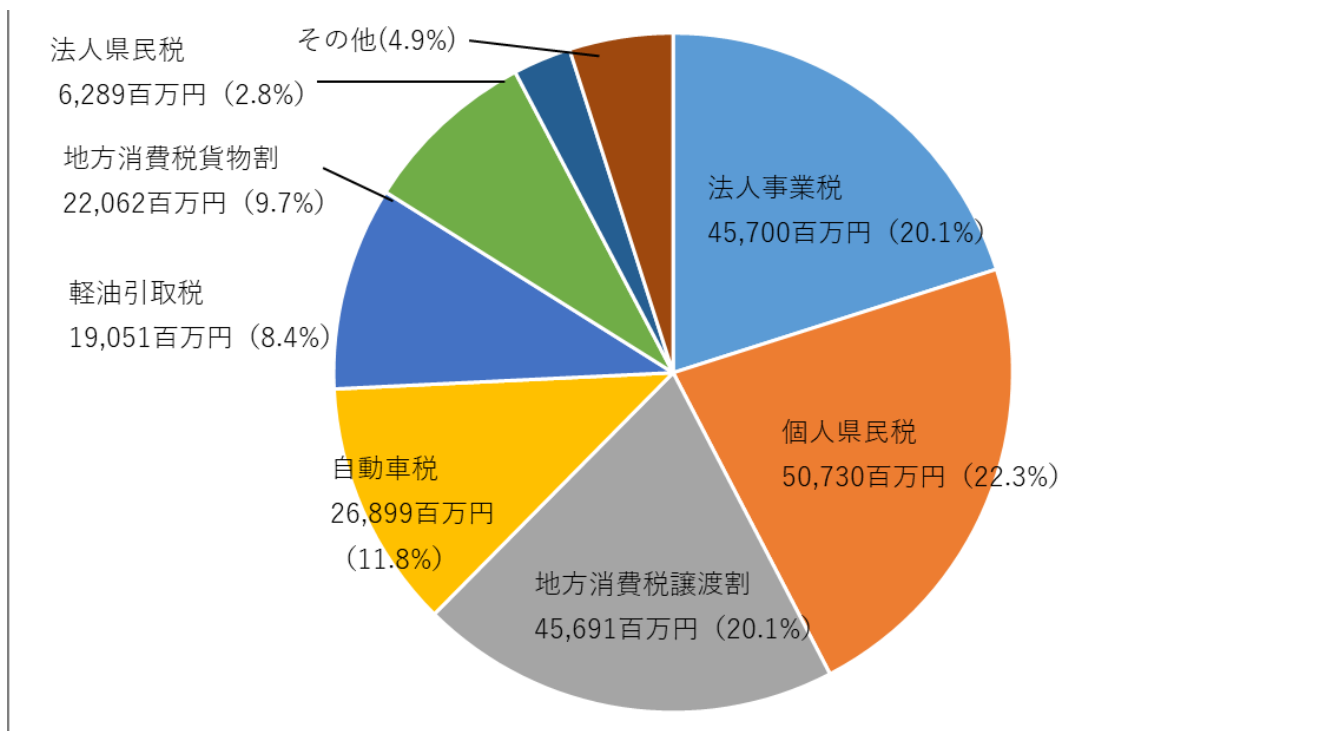
◇ 令和2年度までの推移



◇ 県税収入に占める割合（令和2年度）

県全体 2,311億円（対前年比 99.6%）

うち軽油引取税 191億円（対前年比 95.5%）



2 軽油引取税の概要について

軽油引取税は、税金を道路の新設や維持管理等の費用に充てる「目的税」として、昭和31年に創設された地方税です。平成21年4月に、税金の用途を限定しない「普通税」となりました。

(1) 課税主体

都道府県

(2) 納税義務者

- ・ 特約業者又は元売業者から軽油を引き取った人
(元売業者の他の元売業者からの引取り及び特約業者の元売業者からの引取りを除きます)
- ・ 軽油に軽油以外の油（灯油・重油など）を混和するなどして製造された軽油（混和軽油）を販売した販売業者
- ・ 軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した場合の自動車の保有者

(3) 税率

軽油 1 キロリットルにつき32,100円（1 リットルにつき32円10銭）

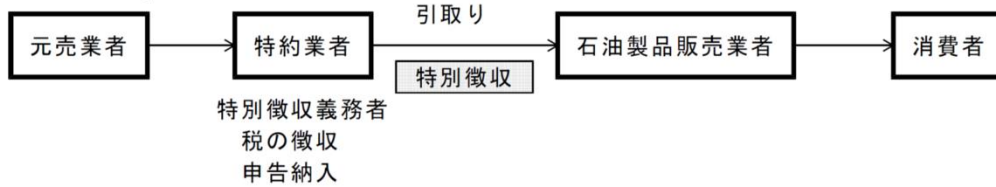
(4) 申告と納税について

- ・ 特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金とあわせて軽油引取税を徴し、毎月分を翌月末までに申告し、納めます。
- ・ 販売業者が混和軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の保有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の保有者が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

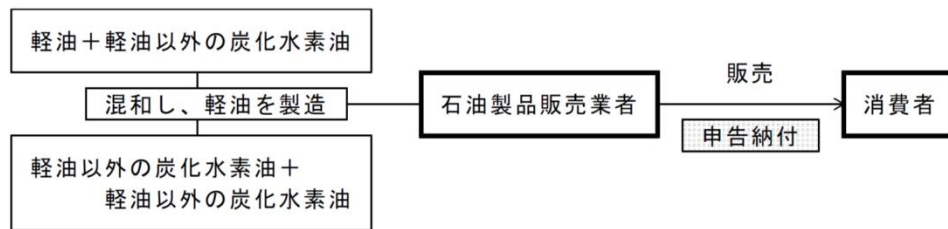
軽油引取税の課税方法

1 軽油に係るもの

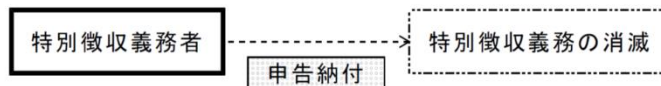
(1) 引取課税（法第144条の2①）



(2) 混和課税（法第144条の2④）



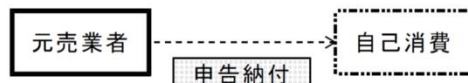
(3) 所有者課税（法第144条の2⑥）



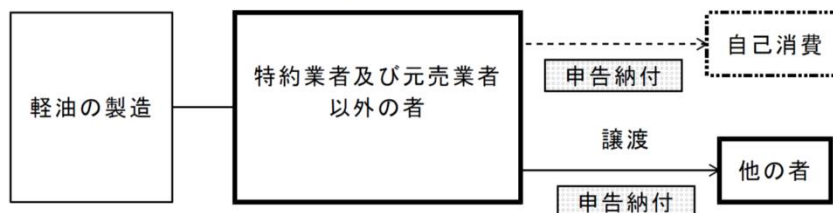
(4) みなす課税①（法第144条の3①一）



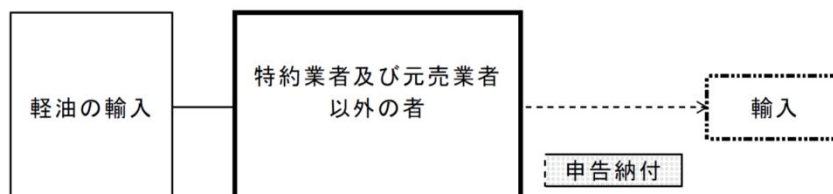
(5) みなす課税②（法第144条の3①二）



(6) みなす課税③（法第144条の3①五）

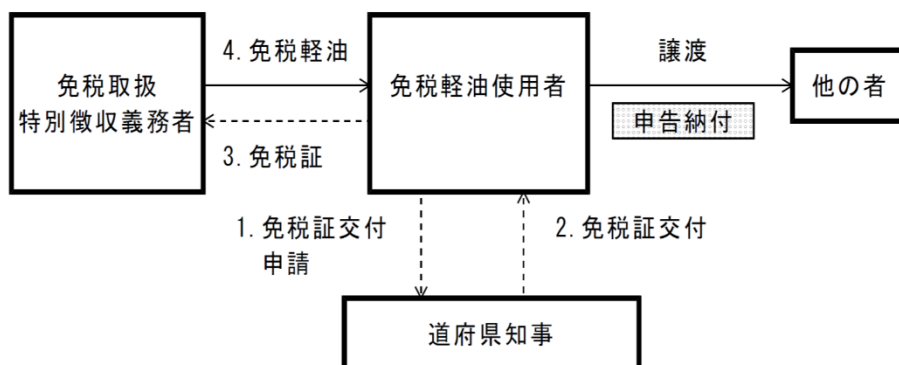


(7) みなす課税④（法第144条の3①六）

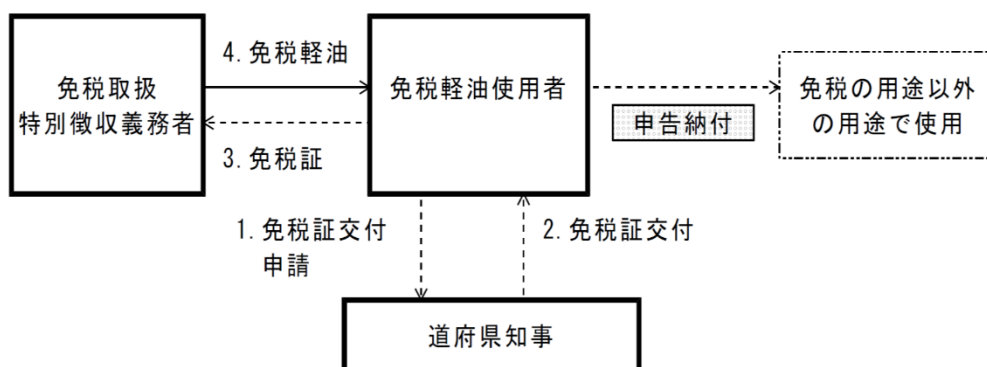


2 免税軽油に係るもの

(1) みなす課税⑤（法第144条の3①三）

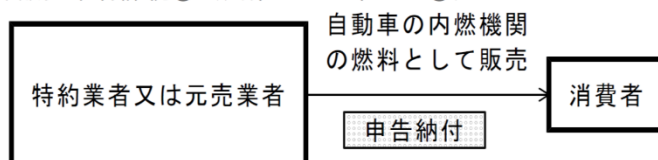


(2) みなす課税⑥（法第144条の3①四）

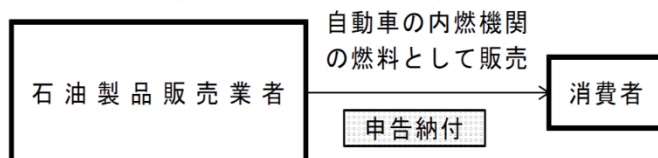


3 燃料炭化水素油（灯油や重油など）に係るもの

(1) 販売業者課税①（法第144条の2③）

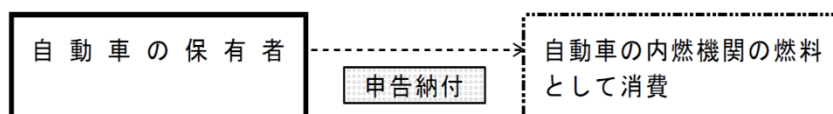


(2) 販売業者課税②（法第144条の2④）



4 炭化水素油に係るもの

自動車の保有者課税（法第144条の2⑤）



3 軽油引取税の申告について

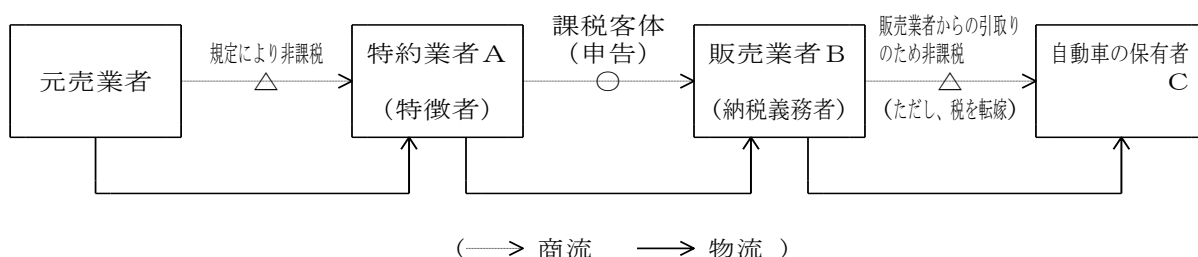
(1) 基本的な考え方

軽油引取税は「**特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り、元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）で当該引取りに係る現実の納入を伴うもの**」に対してその数量を課税標準とする。」とし、「その引取りを行うものに課する。」とされています（地方税法第144条の2第1項）。

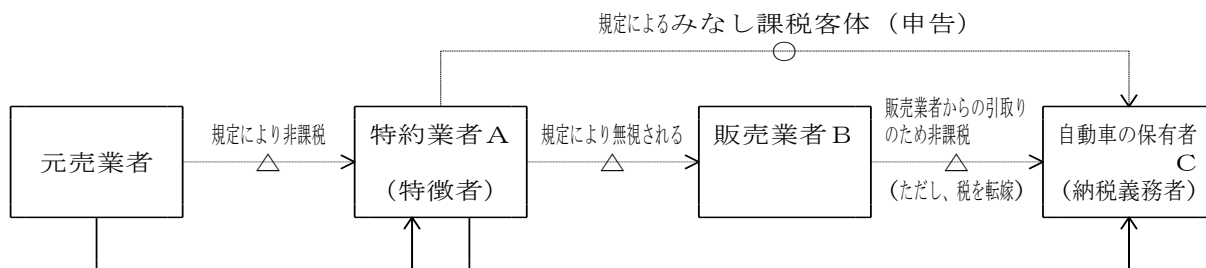
元売業者又は特約業者は軽油引取税の特別徴収義務者に指定され、現実の納入を伴う軽油の引渡しの数量に対して特別徴収義務を負うこととなります。

なお、「特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が現実の納入を受けない場合に、別に現実の納入を伴う引取りを行う者がいるときは、その者が特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、納税義務者となる。」とされています（地方税法第144条の2第2項）。

このことについて図示すると、例えば次のとおりとなります。



販売業者Bは特約業者Aから現実の納入を伴う引取りを行っていますから、販売業者Bが納税義務者となり、その納入についてAがBから特別徴収し申告します。



Bは特約業者Aから引取りを行っていますが、他に現実の納入を受けるCがいるため、規定によりAからの引取りについての納税義務者はCとなり、CがAから引取りを行ったとみなされます。Cに対する納入について特別徴収の義務を負うAがCに軽油を引き渡したとして申告します。

(2) 納入地（申告先）について

このことについては、「当該軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあっては、販売業者の当該納入に係る事業所）所在の道府県において、その引取りを行う者に課する。」とされています（地方税法第144条の2第1項）。

ここでいう**軽油の納入地**とは、特約業者又は元売業者等からの引取りに係る軽油の現実の納入があったときの当該納入に係る場所、すなわち、**当該軽油が引取りを行う者の直接的支配下に移転した場所をいいます。**

ただし、括弧内の規定により、**石油製品の販売業者が引取りを行った場合の納入地については、当該納入に係る軽油を現実に入れた石油製品販売業者の事業所とされていますので、注意が必要です。**

基本的な流れは次ページのとおりととなります（特約業者から見た場合の説明で、商流は省いています。）。

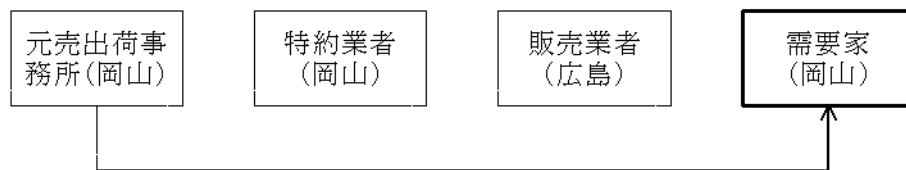
申告する特別徴収義務者はその納入地を確実に把握しなければ申告先を特定できません。このため、**軽油の引取りを行った者（納税義務者）は特別徴収義務者に対して事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量などを記載した書面を提出することとされています（地方税法第144条の35第6項）。**

また、特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量及び税額並びに軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量などを記載した納入申告書を、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の都道府県ごとにその都道府県知事に提出することとなっています（地方税法第144条の14第2項）。

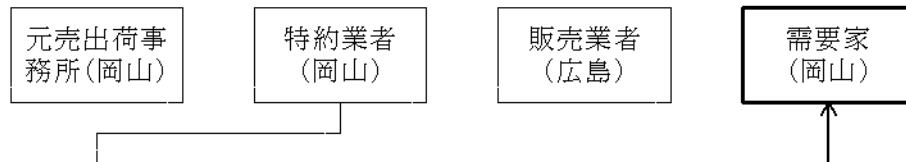
申告について、ご不明な点がある場合は、県民局税務部課税課へお問い合わせください。

《軽油の納入形態と申告先》

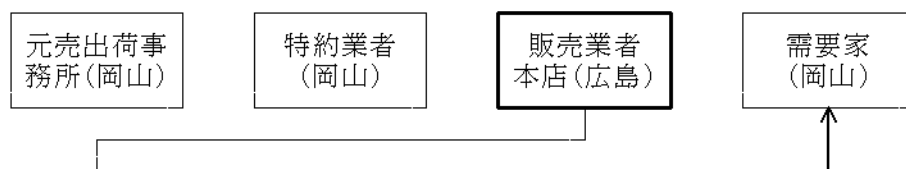
- ① 元売による配送…持届先が納入地 → 図の場合、特約は岡山県に申告



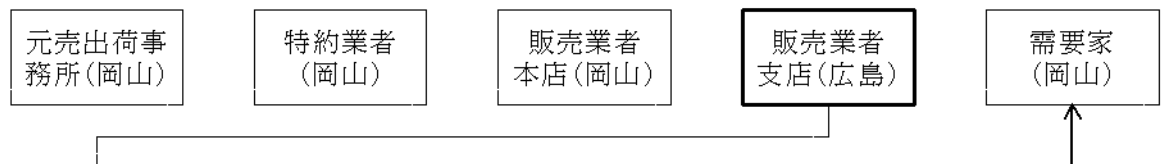
- ② 特約自身による配送…持届先が納入地 → 図の場合、特約は岡山県に申告



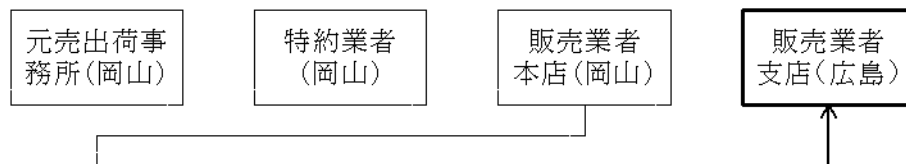
- ③－１ 販売業者による配送（販売業者が他者に引き渡した場合１）
…配送の手配を行った販売業者の本店が納入地（括弧書き適用）
→ 図の場合、特約は広島県に申告



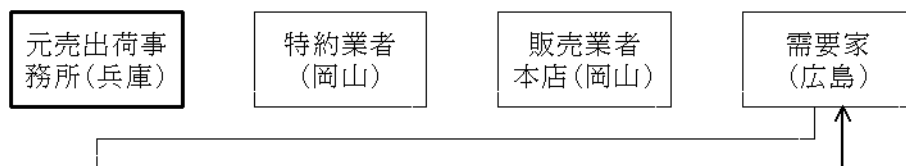
- ③－２ 販売業者による配送（販売業者が他者に引き渡した場合２）
…配送の手配を行った販売業者の支店が納入地（括弧書き適用）
→ 図の場合、特約は広島県に申告



- ③－３ 販売業者による配送（販売業者自身の事業所に引き入れた場合）
…引き入れた場所が納入地 → 図の場合、特約は広島県に申告



- ④ 需要家自身の庫取り…軽油を受け取った場所が納入地 → 図の場合、特約は兵庫県に申告



4 免税軽油制度と免税証を受け取る際の注意点について

(1) 免税軽油制度について

農業や林業などの特定の事業者や船舶の使用者が、動力耕うん機や、船舶の動力源などの特定の用途に軽油を使用する場合、令和6年3月31日まで特例的に免税軽油を使用することができます。

具体的な免税用途は法、政令及び省令に規定され、対象となる主体、用途、場所及び機械が限定列举されています。

(2) 免税証を受け取る際の注意点（各給油所に周知・徹底をお願いします。）

ア 免税証と引き換えに免税軽油の引渡しを行ってください。

その際、免税証の裏に、販売店の名称、免税軽油の引取り日、免税軽油使用者の住所及び氏名が書かれていることを確認してください。

イ 大口の取引先等で代金決済時に免税証を受け取る場合は、必ず免税証と免税軽油の引取りの対応関係が分かるようにしておいてください。

（申告書に記載された免税軽油と免税証が対応していること。）

ウ 免税証の数量は、印字よりも少ない数量には訂正できます。

訂正の上、訂正印が押されていることを確認してください。

エ 免税証の受取りの際、必ず有効期間を確認してください。

免税証を受け取る時に有効期間が切れていると課税免除できません。

（※令和4年3月末日以前に有効期限が到来する免税証を、令和4年4月以降に、誤って受け取らないようにしてください。）

オ 「免税取扱特別徴収義務者」（免税証の交付を行った県の特別徴収義務者）以外の販売業者が免税軽油を販売する場合、販売業者からの免税証の受取りも有効期間内に行われていなければなりません（その販売業者は免税軽油使用者に代わって免税軽油の引取りを行うということになるため）。

カ 免税証は、譲渡が禁止されています（罰則あり）。

免税軽油使用者ではない人が免税軽油を買いに来たことが分かった場合は、県への連絡をお願いします。

(3) 免税の対象となる業種及び用途一覧

地方税法第144条の6により課税免除となるもの（恒久的な措置）

	免税軽油使用者（事業の主体）	免 税 用 途
1	石油化学製品製造事業を営む者	石油化学製品製造事業を営む者の事業場において、 ① エチレン、プロピレン、ブチレンノルマルパラフィン、硝安油 剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤を製造するためにその原料（ノルマルパラフィンにあっては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途 ② ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルフラスポリマー粘性低下の用途に供すること。

地方税法附則第12条の2の7により課税免除となるもの（令和6年3月31日まで）

1	船舶の使用者	船舶の動力源
2	自衛隊の使用する機械を管理する者	通信の用に供する機械、自動車（政令で定めるものを除く）その他これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源
3	鉄道事業者又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者又は専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両又は軌道用車両等の動力源
4	農業又は林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われる）の全ての委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び前年度の素材生産量が1,000立方メートル以上である素材生産業を営む者	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造器の動力源
5	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く）を営む者	事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸のために使用する機械の動力源
6	生コンクリート製造業を営む者	事業場内において、専ら骨材の積卸のために使用する機械の動力源
7	鉱物（岩石及び砂利を含む）の掘採事業を営む者	削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において、専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源
8	とび・土工事業で総務省令で定めるもの（建設業法第3条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業）を営む者	工事現場において、専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源
9	鉱さいパラス製造業を営む者（租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（以下、「中小事業者等」という。）に限る。）	事業場内において、専ら鉱さいの破砕又は鉱さいパラスの集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源
10	港湾運送業を営む者	港湾において、専ら港湾運送のために使用する機械の動力源
11	倉庫業を営む者（倉庫業法第3条に規定する登録を受けている者）	倉庫において、専ら倉庫業のために使用する機械の動力源
12	鉄道（軌道を含む）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅の構内において、専ら鉄道運送業者の行う貨物の運搬に係るもの又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸の事業のために使用する機械の動力源
13	航空運送サービス業を営む者	特定の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械の動力源
14	廃棄物処理事業を営む者（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業者にあっては中小事業者等に限る。）	廃棄物の埋立地内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源
15	木材加工業で総務省令に定めるもの（一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業）を専ら営む者	事業場内において、専ら木材の積卸のために使用する機械の動力源
16	木材市場業で総務省令で定めるもの（木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設し、又は運営する事業）を営む者	事業場内において、専ら木材の積卸のために使用する機械の動力源
17	堆肥製造業を専ら営む者（肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業場内で行われるパーク堆肥製造業）	事業場内において、専ら堆肥の製造工程に使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源
18	索道事業を営む者（索道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者）	スキー場において、専らスキー場の整備のために使用する機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源

「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人及び発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人を除く。）

②資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

5 不正軽油対策について

(1) 不正軽油とは？

軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油などを混ぜた混和軽油や、灯油と重油を混ぜて製造された自動車の燃料などのこと。

不正軽油に係る罰則

軽油引取税を脱税したとき	懲役10年以下 罰金1,000万円以下
知事の承認を受けずに軽油を製造したり、軽油に重油などを混和したとき	懲役10年以下、罰金1,000万円以下 (法人重課) 3億円以下
不正軽油と知って不正軽油を運搬、保管、購入したとき	懲役3年以下、罰金300万円以下 (法人重課) 1億円以下
不正軽油製造に使用されると知りながら原材料等を提供したとき	懲役7年以下、罰金700万円以下 (法人重課) 2億円以下

令和2年度の主な告発事案

告発 年月日	県名	犯則嫌疑者	犯則嫌疑事実の概要
R2.6.15	千葉	A (石油製品販売業 (屋号:a)を営む) B (aの代表取締役)	①脱税の罪 Bは、aの業務に関する軽油引取税を免れようと企て、H27.5月からH30.8月までの間、自動車の内燃機関の燃料として約314.5KLのA重油を販売したにもかかわらず、軽油引取税約1,009万円を申告納付せず、脱税した。

(2) 令和2年度軽油の抜取調査結果（岡山県実施分）

種別	抜取本数 (本)	検出本数 (本)
路上での軽油抜取	77	2
特徴者、石油販売業者、 インタンク保有者	354	1
免税軽油使用者	13	0
公共工事	16	0

※検出本数は、クマリン（灯油及び重油の識別剤）の分析等において
異状値が確認されたもの

【参考】令和2年10月全国一斉路上抜取調査

地 域	抜取本数	混和嫌疑本数 (うち県外分)	検出率 (%)
北海道 東北	301	0 (0)	0.0
関東 甲信越	872	1 (1)	1.5
東海 北陸	369	1 (0)	1.9
近畿	338	7 (5)	2.1
中国 四国	288	0 (0)	0.0
九州	82	0 (0)	0.0
合 計	2,250	12 (7)	0.5

(3) 令和3年度不正軽油対策活動について

ア 不正軽油対策ポスター及びチラシの作成・配布

岡山県不正軽油対策協議会の不正軽油対策ポスター及びチラシを作成しました。ＳＳ店頭等での啓発にご活用いただきますようお願いします。

県が行う軽油抜取調査時にも、チラシなどを配付し、ポスターについては事業所に掲示いただくよう依頼しています。

イ 不正軽油ホットライン

岡山県では、県庁税務課内に不正軽油ホットラインを設置し、不正軽油の製造や流通を撲滅するための情報収集を行っています。不正軽油に関する情報を、下記の不正軽油ホットラインまでお知らせください。

また、石油業界をはじめとする関係者の皆様に、不正軽油ホットラインを広報のうえ、ご活用いただきますようお願いします。

岡山県不正軽油ホットライン（岡山県庁税務課）

フリーダイヤル 0120-629-110

【不正ガソリンについてはこちら】

不正ガソリン110番（広島国税局）

フリーダイヤル 0120-283-110